

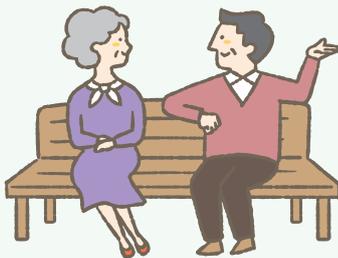


# 第9次なは高齢者プラン

那覇市高齢者保健福祉計画(令和6年度改定)及び介護保険事業計画(第9次)

## 概要版

高齢者がいきいきと、  
支えあいのある地域の中で、安心して暮らせるまち



令和6年3月  
那覇市



# 「なは高齢者プラン」とは？

## 第9次なは高齢者プラン策定の背景と目的

我が国の高齢化は他国に例のないスピードで進んでおり、既に国民の3割弱が高齢者です。将来推計によると、令和7(2025)年には団塊の世代が75歳以上となり、さらに令和22(2040)年には団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、今後も高齢化の進行が予測されています。医療・介護双方のニーズを抱える高齢者や認知症の方、一人暮らしや夫婦世帯等が増加する一方で、生産年齢人口(15～64歳)が急減し、介護や支援の担い手の確保が全国的に一層深刻化することが予測されています。

本市の高齢化率は現時点では全国平均に比べて低い水準に留まりますが、高齢化は着実に進んでおり、今後は全国と同様の課題が深刻化することが見込まれます。

「なは高齢者プラン」(那覇市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画)は、このような状況を踏まえて、本市における地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための計画として、関連する高齢者保健福祉施策等を定めるものです。

### 「地域包括ケアシステム」とは？

高齢者が、重度な要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」を一体的・包括的に提供していく仕組みのこと。

⇒那覇市の地域包括ケアシステムの目指す姿は7・8ページ参照

## 計画策定の根拠

「なは高齢者プラン」は、老人福祉法(第20条の8)と介護保険法(第117条)に基づき、「市町村老人福祉計画」と「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定する計画であり、本市の高齢者に係る保健福祉施策の方針や、介護保険の事業量見込み等を定めています。



## 計画期間

本計画は介護保険法の規定により3年ごとに見直しを行うこととなっており、「第9次なは高齢者プラン」は令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間の計画です。

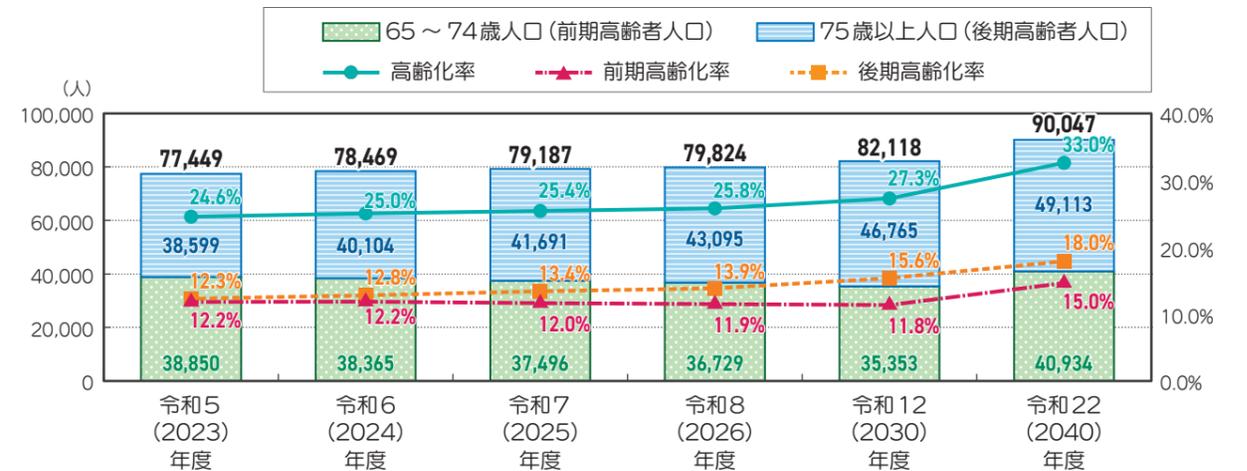
ただし、中長期的な視点にたって地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、令和22(2040)年の人口構造等も見据えつつ、計画内容を検討しました。

	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和22(2040)年度
第6次プラン	第6次プラン				第7次プラン				第8次プラン				第9次プラン
団塊の世代	65歳～								75歳～				90歳～
団塊ジュニア世代													65歳～

# 那覇市の高齢者の現状と将来見通し

## 高齢者人口の将来推計

本市の高齢者人口(65歳以上)は、令和5(2023)年10月1日現在77,449人(高齢化率24.6%)ですが、今後も増加が続き、令和8(2026)年度には79,824人(高齢化率25.8%)、令和22(2040)年度には団塊ジュニア世代が65歳以上となるため9万人を超え、高齢化率が33.0%と、市民の3人に1人が高齢者となる見込みです。高齢者の内訳をみると、今後は団塊の世代の全てが75歳以上となっていくため、その伸びが顕著であり、令和8(2026)年度には75歳以上が43,000人を超え、令和22(2040)年度には49,000人まで増加するものと見込まれます。

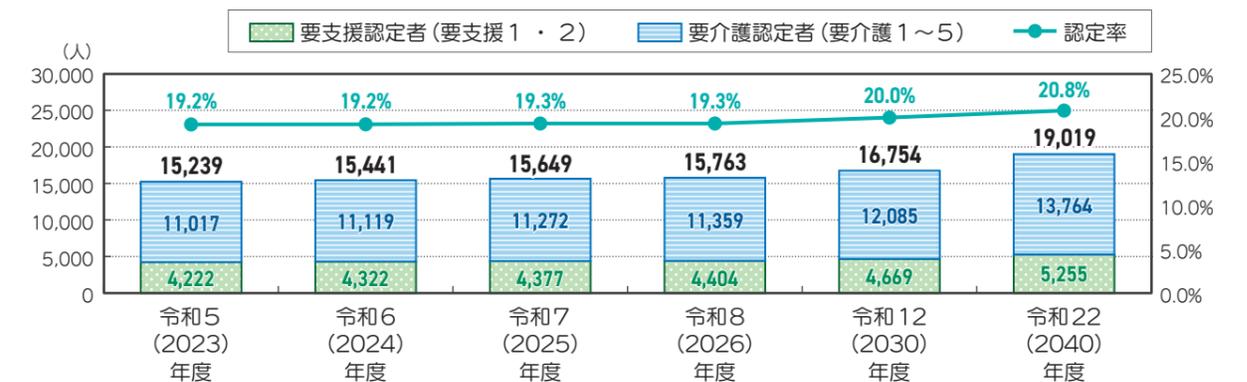


※ 令和6(2024)年度以降は推計値

## 要介護(要支援)認定者数の将来推計

本市の要介護(要支援)認定者数は、今後の高齢化の進行、特に75歳以上の後期高齢者の増加の影響により、増加傾向で推移することが予測されます。

令和8(2026)年度までは、認定者総数15,000人台、認定率(第1号被保険者数[高齢者人口]に占める第1号被保険者の認定者数の割合)19%台で微増傾向で推移しますが、令和22(2040)年度には認定者総数が19,000人を超え、認定率も20.8%と、高齢者の2割以上が認定者となることを見込まれます。



※ 令和6(2024)年度以降は推計値

# 計画の基本理念・基本目標・重点事項

## ▶ 計画の基本理念

前計画(第8次プラン)では令和22(2040)年までの状況を見据えつつ、「高齢者がいきいきと、支えあいのある地域の中で、安心して暮らせるまち」を基本理念とし、地域包括ケアシステムの深化・推進を中心とした取り組みを進めることとしました。本計画(第9次プラン)においてもこの基本理念を継承し、市民や地域の関係団体等との協働のもと、理念に掲げたまちの実現に向けて、各種施策を推進していきます。

**基本理念** 高齢者がいきいきと、支えあいのある地域の中で、安心して暮らせるまち

## ▶ 基本目標

「基本理念」及び「地域包括ケアシステムの目指す姿」の実現に向けて、3つの基本目標を設定します。

### 基本目標 01 ≡ いきいきと自立した生活のために

生きがいを持ち、健やかに暮らすことは全ての人の願いです。高齢者が積極的に社会参加し、自分自身にあった生きがいを見つけることができるよう、就労を含めた生きがいづくり活動への支援を行うとともに、全ての市民が生涯を通じて健康でいきいきとした暮らしを送ることができるよう、若年期からの健康づくりへの支援を充実します。

高齢者ができる限り介護や支援を必要とする状態にならないよう、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図るとともに、総合事業以外の生活支援サービスや家族介護者への支援等により住み慣れた地域での自立した生活を支えていきます。

さらに、独居高齢者等の増加を見据え、高齢者の住まい確保や居住支援についても中長期的な視点で検討し、取り組んでいきます。



### 基本目標 02 ≡ 支えあう地域づくりのために

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、周囲の人々と関わりを持ち、支えあいながら、その人らしい生活を送ることができるよう、地域の支えあい活動を推進していくとともに、身近な地域での相談支援の充実に取り組みます。

また、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で療養することができるよう、在宅での医療と介護の連携を強化していくとともに、認知症に対する取り組みの推進や、虐待防止対策や消費者被害防止を含む権利擁護の充実を図ります。あわせて、防災や感染症対策等の高齢者の安全を守る取り組みを推進し、高齢者が安心して暮らすことのできる支えあう地域づくりを進めます。

### 基本目標 03 ≡ 安心できる介護保険サービスのために

介護保険サービスを利用する方が安心して必要とするサービスを受けることができるよう、サービスの種類・量の充実及び適正化を図ります。あわせて、サービス事業者における介護人材の確保・育成や業務効率化を支援・促進し、将来にわたって安定的に質の高いサービスを提供し続けられるサービス基盤の維持・強化に取り組めます。

その他、介護保険の周知や要介護状態の軽減・重度化防止に向けた取り組みなど、介護保険事業の適正な運営に係る取り組みを進めます。



## ▶ 重点事項

本市の課題を解決するための様々な取り組みの中で、特に本計画(第9次プラン)で重点的に取り組むもの(重点事項)は次のとおりです。

### 1▶ 地域包括ケアシステムの深化・推進

本市では、今後も高齢者の増加が見込まれている中、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で日常生活が送れるよう、日常生活圏域の中で医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に行う地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、住民主体による介護予防活動や地域と協働した生活支援の充実、地域での見守りネットワークづくりをはじめ、地域包括支援センターを中心とした地域課題への対応の推進を図ります。

あわせて、高齢者の住まい確保・居住支援や権利擁護に係る取り組みを進めるとともに、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりに向けて、引き続き認知症の方とその家族を支える総合的な取り組みや、看取りも含めた医療・介護ニーズの高まりに対応していくための在宅医療・介護に係る体制の充実を図ります。



### 2▶ 介護保険サービスの施設サービス及び地域密着型サービスの充実

本市の在宅サービスの特徴として、住宅型有料老人ホームと通所介護等の通所サービスの併用施設の通所サービス利用が極めて多く、訪問介護をはじめとした訪問系サービス等の利用が少ない傾向があります。そのため、通所と訪問など多様なサービスを組み合わせ合わせた利用の促進や、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスを含めた適切なサービス供給基盤の確保に引き続き取り組む必要があります。

あわせて、施設サービスについては、より必要性の高い方が入所できるよう、適切な施設利用の促進を図るとともに、利用者の尊厳が守られ、安心して入所生活を送ることができるよう、中長期的な人口動態等も見据えた上で地域の実情に応じた施設整備を図ります。



### 3▶ 適正な運営による介護保険事業の推進

本市では、受給者一人あたりの給付月額が高い傾向にあります。介護給付の適正化を図ることは、介護給付費や介護保険料の増大を抑制するとともに、持続可能な介護保険制度に資することに加え、利用者の要介護状態に合わせ適切な介護サービスを提供することにつながります。

そのため、引き続き介護保険事業の適正な運営に係る取り組みとして、介護保険サービス事業所への指導・監査等や、レセプト点検の実施等による適正利用の促進を図ります。



### 4▶ 介護人材の育成・確保・定着及び業務効率化の推進

介護人材の確保については、令和22年に向けた人口減少・高齢化のさらなる進行による介護人材不足と介護需要の増大を見据え、都道府県のみではなく市区町村(保険者)単位での取り組みを進めていくことが求められています。

介護人材については、確保はもとより、育成の重要性が指摘されており、本市においても介護職員等に対する研修の支援等を実施するとともに、今後も介護職員の離職防止やチームケア推進の要となるリーダー的人材の育成をはじめとした、階層ごとの研修や育成支援等について、県や関係団体等と連携して取り組みを進めます。

あわせて、介護業務の効率化については、国において、介護現場での業務改善等の取組や文書負担軽減等の方針が示されているため、本市においても国の方針や県・市の取り組みをサービス事業所に広く周知し実施支援を図るとともに、市が関連する文書負担の軽減等の取り組みの促進を図ります。



# 施策の体系

## 〈基本理念〉高齢者がいきいきと、支えあいのある地域の中で、安心して暮らせるまち

基本目標	施策の方向	施策	事業		
<b>Basic goal 基本目標 01</b> いきいきと自立した生活のために	1. 生きがい活動支援の充実	(1) 生涯学習環境の充実 (2) ボランティア活動や地域活動等への参加促進	1) 学習・余暇活動等の充実 4) 高齢者活動団体等への支援・連携 1) ボランティア活動や地域活動等への参加促進	2) スポーツ・レクリエーション活動の推進 5) 公共施設の利用促進	3) 各種講座等の情報提供の充実
	2. 就労支援の充実	(1) 生きがい就労の充実 (2) 就労創出への支援	1) シルバー人材センターによる就労促進 1) 就職相談・情報提供等の充実	2) 就労につなげる能力の向上	3) 事業所への情報提供
	3. 若年期からの健康づくり支援の充実	(1) 健康診査等の充実 (2) 健康づくりに対する意識醸成と活動支援 (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	1) 特定健診・保健指導等の充実強化 4) 長寿健診の実施 1) 健康相談事業等の実施 1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	2) がん検診の実施 5) 一般健康診査の実施 2) 健康情報の提供	3) 高齢者に対する予防接種の実施 3) 地域の主体的な健康づくりへの支援
	4. 介護予防・生活支援の充実	(1) 高齢者の実態把握 (2) 一般介護予防事業の充実 (3) 介護予防・生活支援サービスの充実 (4) 介護予防ケアマネジメントの実施	1) 介護予防把握事業の実施 1) 介護予防普及啓発事業の充実 1) 訪問型サービスの充実 1) ケースに応じた介護予防ケアマネジメントの実施	2) 地域介護予防活動支援事業の充実 2) 通所型サービスの充実	3) 地域リハビリテーション活動支援事業の充実 3) 生活支援コーディネーター・協議体の活動等の充実
	5. 在宅生活支援の充実	(1) 在宅サービスの充実 (2) 家族介護支援の推進 (3) 移動支援の実施	1) 軽度生活援助事業 4) 老人福祉電話設置事業 7) 高齢者祝状の贈呈 1) 介護用品支給事業 1) 福祉バス運行事業 4) 通院支援サービス等の実施	2) 食の自立支援事業 5) 緊急通報システムの設置 2) 家族介護慰労事業 2) 公共交通機関の利用促進・利便性の向上	3) アシスト収集事業 6) ふれあいコール事業 3) 家族介護者に対する情報提供等の実施 3) 高齢者公共交通割引制度
	6. 住まいの確保と居住支援の充実	(1) 高齢者全般に対する住まいの確保と居住支援 (2) 介護や支援を要する高齢者に対する住まいの確保と居住支援 (3) 高齢者に配慮した住環境の充実	1) 市営住宅の活用 3) サービス付き高齢者向け住宅の普及と安定的な質の確保 1) 有料老人ホーム等の把握及び情報提供 1) 安全・安心で快適な道路整備	2) 住宅確保要配慮者(高齢者)の入居を拒まない住宅の登録の促進 4) 高齢者の居住安定に向けた支援 2) 老人福祉施設等への措置入所	3) 居宅での居住支援
<b>Basic goal 基本目標 02</b> 支えあう地域づくりのために	1. 地域支えあい活動の推進	(1) 地域づくりの支援充実 (2) 地域人材の育成・支援 (3) 地域におけるネットワークの強化 (4) 地域ケア会議による地域支援体制の充実 (5) 地域共生社会実現に向けた包括的な支援体制整備への取り組み	1) 地域活動団体等の育成・支援 1) リーダー及びボランティアの育成・支援 1) 地域との連携体制の確立・地域見守りネットワークづくり 1) 地域包括支援センターを中心とした地域課題への対応の推進 1) 他の福祉分野と連携した包括的な支援体制の検討	2) 福祉のまちづくりに向けた普及啓発 2) 事業者等の参画促進	
	2. 総合相談支援の充実	(1) 総合相談体制の充実 (2) 介護者への支援	1) 適切な相談対応及び支援の推進 1) 介護に関する相談と情報提供	2) 相談協力員との連携	
	3. 認知症対策の推進	(1) 認知症ケアの充実 (2) 本人及び家族への支援 (3) 認知症に対する普及啓発 (4) 認知症予防の推進	1) 認知症地域支援推進員の設置 4) 認知症の方の支援に向けた社会全体での連携強化 1) 患者・家族会等との連携・支援 4) 認知症の方とその家族への支援 1) 認知症市民講演会の開催 1) 認知症予防に向けた取り組み強化	2) 標準的な認知症ケアパスの周知啓発及び活用 5) 認知症による道迷い等の早期発見体制整備 2) 認知症の方や家族の居場所づくりの支援 2) 認知症ケア従事者研修会の開催	3) 認知症初期集中支援チームによる活動支援の推進 6) 認知症サポート医師と専門医師との連携強化 3) 認知症専門相談の実施及び周知強化 3) 認知症サポーターの養成・育成と活動促進
	4. 権利擁護の推進	(1) 虐待防止に関する取り組みの充実 (2) 成年後見等の取り組みの充実 (3) 消費者被害の防止	1) 高齢者虐待防止ネットワークの強化等、虐待防止対策の充実 1) 成年後見制度の有効活用に向けた取り組みの充実 1) 消費者教育・情報提供の充実	2) 虐待や困難事例への適切な対応及び緊急一時保護の実施 2) 日常生活自立支援事業の利用促進 2) 消費者生活相談の充実	3) 介護施設等職員に対する虐待防止の研修・指導等 3) その他の意思決定支援等の取り組みの検討 3) 消費者被害防止に係る庁内連携体制の充実
	5. 医療サービスの充実	(1) 医療サービスの充実	1) 地域医療連携に向けた機能分担の推進	2) 医療情報等の共有化の検討	3) 那覇市立病院の充実
	6. 在宅医療・介護連携の充実	(1) 在宅医療及び介護連携の体制づくり支援 (2) 在宅医療・介護連携の質の向上 (3) 在宅医療に関する普及啓発	1) 在宅医療、介護・福祉サービスの体制づくり 1) 在宅医療、介護連携に関する研修の実施 1) 在宅医療・介護連携に関する相談体制の充実		
	7. 交通安全・防犯・防災・感染症対策の充実	(1) 交通安全・防犯対策 (2) 防災・感染症対策の充実	1) 交通安全対策 1) 災害時における避難・支援体制の充実	2) 防犯対策 2) 介護施設での防火・防災対策の促進	3) 感染症対策の充実
<b>Basic goal 基本目標 03</b> 安心して暮らせる介護保険サービスのために	1. 介護保険サービスの充実	(1) 居宅サービスの充実 (2) 施設サービスの適正利用及び充実 (3) 地域密着型サービスの充実	1) 事業所との連携 1) 介護老人福祉施設 4) 特定施設入居者生活介護 1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 4) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 7) 看護小規模多機能型居宅介護	2) 適正な住宅改修の促進 2) 介護老人保健施設 2) 認知症対応型通所介護 5) 地域密着型特定施設入居者生活介護 8) 地域密着型通所介護	3) 共生型サービスの導入促進 3) 介護医療院 3) 小規模多機能型居宅介護 6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	2. 介護人材の育成・確保やサービスの質の向上、業務効率化の促進	(1) 介護人材の育成・確保・定着の仕組みづくり (2) サービスの質の向上の促進 (3) 介護業務の効率化の促進	1) 介護人材の育成・確保・定着 1) 事業所・介護職員等に対する研修の充実 1) 事業所での業務効率化の促進	2) 介護業界・介護職に関するPR支援 2) サービスの質の向上に向けた事業所の取り組み支援 2) 行政手続き等に関する負担軽減	
	3. 適正な運営による介護保険事業の推進	(1) 介護保険事業の周知徹底 (2) 要介護認定の適正化・介護保険サービス事業所の指導監査 (3) 要介護状態の軽減・重度化防止に向けた取り組み	1) 多様な手法・機会を活用した情報提供・周知 1) 要介護認定の適正化 1) 多職種連携によるケアプラン点検の実施	2) 事業所への指導・監査等 2) 事業所への指導・監査等 2) 要介護認定者等に対するリハビリテーションの推進	3) 適正利用の促進

★印は重点事項 ★= **重点事項1** 地域包括ケアシステムの深化・推進 ☆= **重点事項2** 介護保険サービスの施設サービス及び地域密着型サービスの充実 ★= **重点事項3** 適正な運営による介護保険事業の推進 ★= **重点事項4** 介護人材の育成・確保・定着及び業務

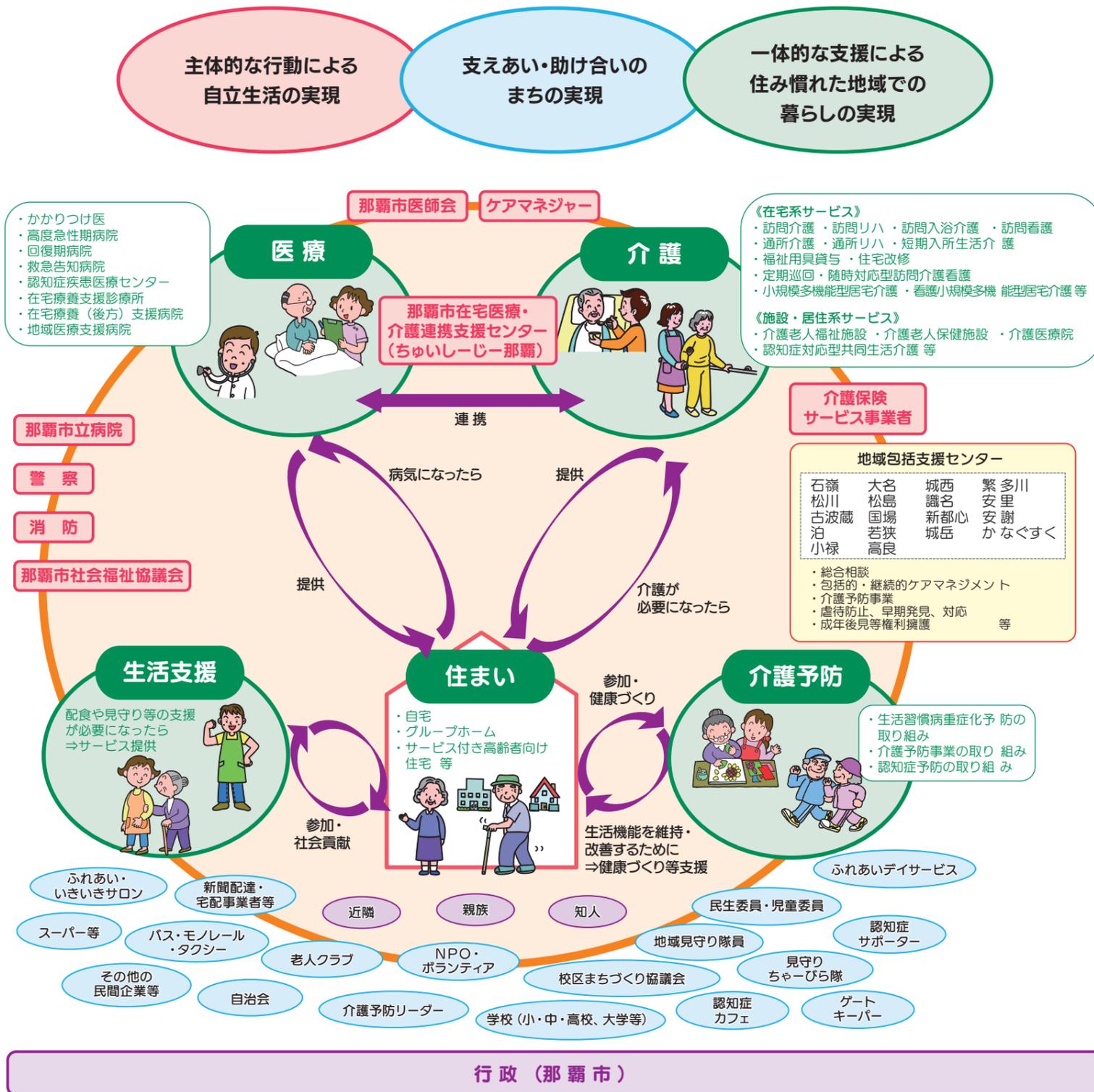
●印は介護保険法第117条規定の「取組と目標」(被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標)

# 那覇市の地域包括ケアシステムの目指す姿

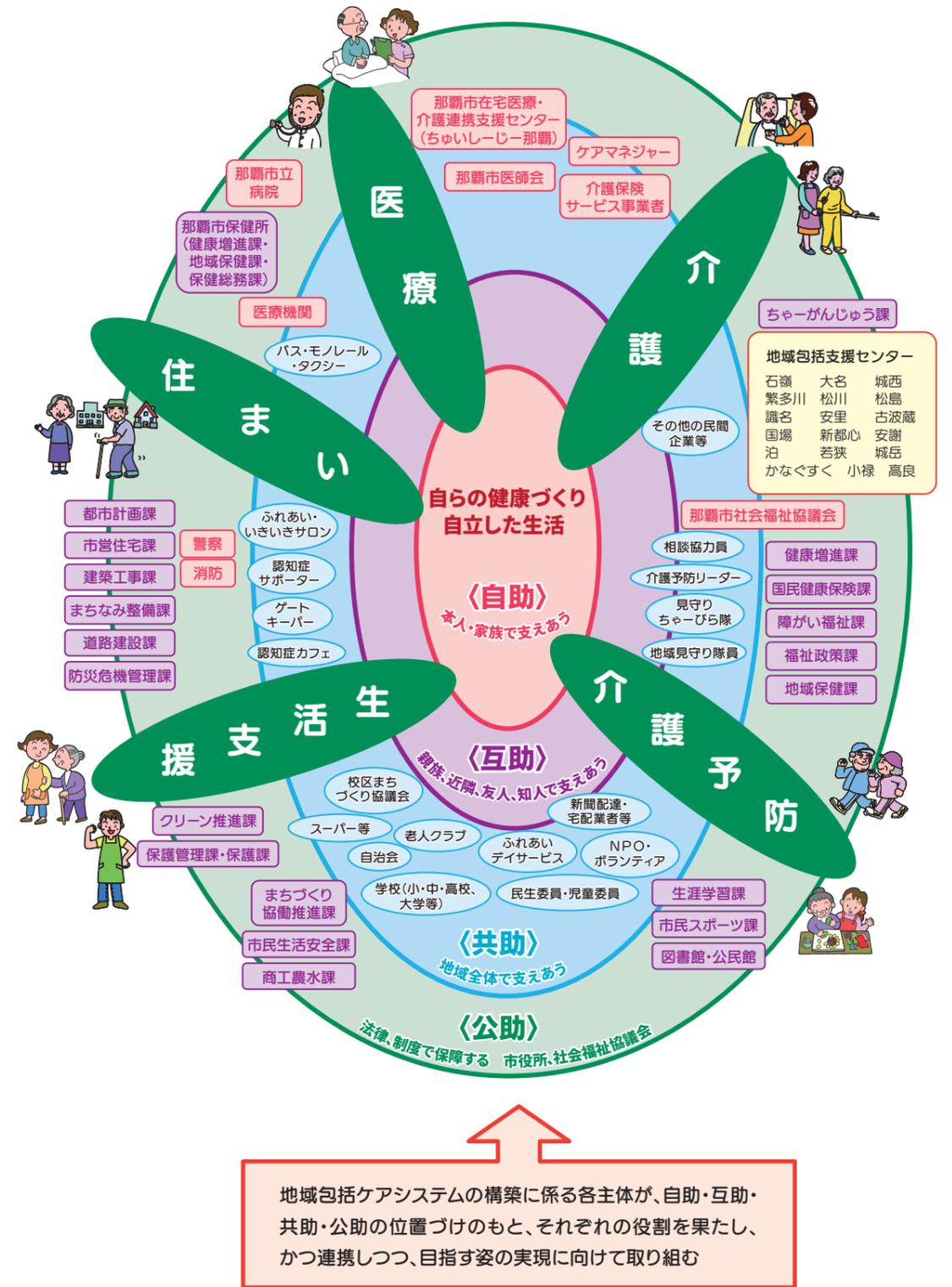
那覇市が目指す地域包括ケアシステムの姿は以下の通りです。目指す姿は、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途としつつも、さらにその先の令和22(2040)年も見据えつつ、整理しています。

《那覇市における地域包括ケアシステムの目指す姿》

## 高齢者がいきいきと、支えあいのある地域の中で、安心して暮らせる まち



《那覇市における地域包括ケアシステム構築のための推進体制図》

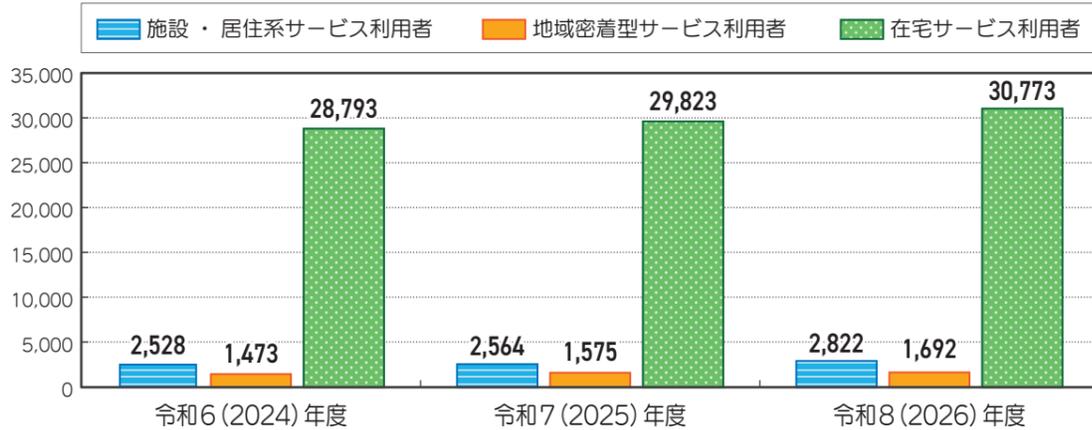


## 介護保険サービスの量の見込みと整備計画（令和6～8年度）

### 介護保険サービスの量の見込み

介護保険サービスの量については、これまでの各サービスの利用動向を踏まえつつ、介護離職防止等のために新たに必要となるサービスのニーズ等を勘案して、見込みました。

《介護保険サービスの利用者数の見込み（令和6～8年度）》（人／月）



※ 個別のサービスごとの利用者数の合計値。

### 施設サービス及び地域密着型サービスの整備計画

サービスの量の見込みに応じて必要なサービスを提供できるよう、以下のサービスの整備を計画しています。

《施設サービス及び地域密着型サービスの整備計画（令和6～8年度）》

サービス名	計画値（新たに整備する数）			
	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和6～8年度合計
介護老人福祉施設	—	—	定員 50人分	定員 50人分
介護老人保健施設	—	—	定員 40人分	定員 40人分
介護医療院	—	—	定員100人分	定員100人分
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	1事業所★	1事業所	2事業所
認知症対応型共同生活介護 ※1ユニットは最大9名	—	3ユニット★	2ユニット	5ユニット
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	1事業所★	—	1事業所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—	1事業所★	—	1事業所
看護小規模多機能型居宅介護	—	1事業所	—	1事業所

※ ★印の計画値は、第8期計画（令和3～5年度）からの繰越分

## 第1号被保険者の介護保険料（令和6～8年度）

第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、介護保険法に基づき、計画期間中の介護保険サービスの量の見込み等を基に、算定します。

第9期計画期間（令和6〔2024〕～8〔2026〕年度）の保険料基準額は、準備基金から取り崩しを行ったこと等により、第8期と同額の月額6,876円となりました。

また、本市では、所得段階別の保険料設定において、国の標準段階13段階から16段階に増やし、高額所得者の負担割合を引き上げることによって低所得者の負担軽減を図ります。

さらに、第1～3段階については介護保険法令等に基づき減額します。

《所得段階別第1号被保険者保険料（令和6～8年度）》

所得段階	保険料率	月額	年額
第1段階	基準額 × 0.455	3,129円	37,548円
第2段階	基準額 × 0.685	4,711円	56,532円
第3段階	基準額 × 0.690	4,745円	56,940円
第4段階	基準額 × 0.900	6,189円	74,268円
第5段階（基準額）	基準額 × 1.000	6,876円	82,512円
第6段階	基準額 × 1.120	7,702円	92,424円
第7段階	基準額 × 1.250	8,595円	103,140円
第8段階	基準額 × 1.500	10,314円	123,768円
第9段階	基準額 × 1.700	11,690円	140,280円
第10段階	基準額 × 1.900	13,065円	156,780円
第11段階	基準額 × 2.100	14,440円	173,280円
第12段階	基準額 × 2.400	16,503円	198,036円
第13段階	基準額 × 2.600	17,878円	214,536円
第14段階	基準額 × 2.800	19,253円	231,036円
第15段階	基準額 × 2.900	19,941円	239,292円
第16段階	基準額 × 3.000	20,628円	247,536円

《減額する第1～3段階の負担割合と保険料》

所得段階	保険料率	月額	年額
第1段階	基準額 × 0.285	1,960円	23,520円
第2段階	基準額 × 0.485	3,335円	40,020円
第3段階	基準額 × 0.685	4,711円	56,532円

# 日常生活圏域とは？

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療や介護、生活支援サービスを適切に提供するために、地理的条件を勘案して、市の区域を区分したものです。

本市では、概ね徒歩30分以内に移動できる2つの小学校区を基準とした地域を日常生活圏域として設定し、全18圏域ごとに地域包括ケアシステムの拠点として地域包括支援センターを設置しています。

## 《日常生活圏域の概要》

令和5年4月1日現在

	日常生活圏域名	小学校区	地域	総人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率
1	石嶺	城東・石嶺	石嶺町2丁目・3丁目・4丁目	18,718	4,950	26.4%
2	大名	城北・大名	石嶺町1丁目、赤平町、儀保町、久場川町、平良町、大名町	14,861	4,378	29.5%
3	城西	城西・城南	池端町、大中町、金城町、寒川町、鳥堀町、当蔵町、桃原町、真和志町、山川町、赤田町、崎山町、汀良町	18,402	5,403	29.4%
4	繁多川	識名	繁多川、識名2丁目・3丁目	12,771	3,667	28.7%
5	松川	大道・松川	大道、松川、三原1丁目・2丁目	16,221	4,594	28.3%
6	松島	真嘉比・松島	末吉町、松島、真嘉比、古島	15,502	3,132	20.2%
7	識名	真和志・上間	字寄宮、寄宮3丁目、長田、三原3丁目、上間1丁目、識名1丁目・4丁目	14,514	3,894	26.8%
8	安里	壺屋・神原	安里、壺屋、牧志3丁目、樋川2丁目、寄宮1丁目・2丁目	17,296	5,078	29.4%
9	古波蔵	与儀・古蔵	与儀、古波蔵、樋川1丁目	17,709	4,806	27.1%
10	国場	仲井真・真地	国場、仲井真、真地、上間、字識名	24,464	5,301	21.7%
11	新都心	銘苅・天久	銘苅、天久1丁目・2丁目、おもろまち3丁目・4丁目	15,472	2,137	13.8%
12	安謝	安謝・曙	字天久、安謝、曙、港町	16,170	3,849	23.8%
13	泊	泊・那覇	おもろまち1丁目・2丁目、上之屋、泊、久茂地、前島1丁目・2丁目、牧志1丁目・2丁目	19,717	4,414	22.4%
14	若狭	若狭・天妃	前島3丁目、松山、若狭、久米、辻、通堂町、西、東町	17,547	4,809	27.4%
15	城岳	城岳・開南	松尾、楚辺、壺川、旭町、泉崎	15,479	4,459	28.8%
16	かなぐすく	垣花・金城・さつき	奥武山町、山下町、垣花町、字鏡水、鏡原町、住吉町、当間、赤嶺、安次嶺、大嶺、金城、田原1丁目、高良3丁目、宇栄原1丁目・2丁目・3丁目	22,695	4,153	18.3%
17	小禄	小禄・小禄南	字田原、田原2丁目・3丁目・4丁目、字小禄、小禄1丁目・4丁目・5丁目	20,778	4,441	21.4%
18	高良	宇栄原・高良	小禄2丁目・3丁目、字宇栄原、宇栄原4丁目・5丁目・6丁目、字高良、高良1丁目・2丁目、具志、宮城	17,223	3,605	20.9%



《お問い合わせ先》  
那覇市 福祉部 ちゃーがんじゅう課

住所：〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号  
電話：098-862-9010  
FAX：098-862-9648